国立大学法人和歌山大学災害補償規程

制 定 平成17年 3月25日 法人和歌山大学規程第 421 号 最終改正 平成19年 3月30日

(目的)

第1条 この規程は、国立大学法人和歌山大学(以下「本学」という。)に勤務する者が労働基準法(昭和22年法律第49号。以下「労基法」という。)第75条から第77条まで、第79条及び第80条に規定する災害補償の事由(以下「業務上の事由」という。)により負傷、疾病、障害又は死亡(以下「身体の障害等」という。)を被ったとき、労基法及び労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号。以下「労災法」という。)に基づく補償又は保険給付のほかに、本学が行う補償(以下「法定外補償」という。)について定めることを目的とする。

(補償適用対象者)

第2条 この規程の適用対象となる者の範囲は、労災法に定める労働者災害補償保険に加入 している者(以下「教職員等」という。)とする。

(業務上災害補償)

- 第3条 本学は、教職員等が業務上の事由により身体の障害等を被ったとき、当該教職員等 又はその遺族に対し法定外補償を行う。
- 2 前項に定める身体の障害等であっても、その原因が次の各号の一に該当するときは、本 規程は適用しない。
 - (1) 教職員等の故意又は教職員等の重大な過失のみによるとき
 - (2) 教職員等が車両を、法令に定められた資格を持たないで運転又は泥酔運転の間に 発生した事故によるとき
 - (3) 教職員等の故意の犯罪行為によるとき
 - (4) 地震若しくは噴火又はこれらによる津波によるとき
 - (5) 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の 事変又は暴動によるとき
 - (6) 核燃料物質若しくは核燃料物質によって汚染された物の放射性、爆発性その他有 害な特性の作用又はこれらの特性によるとき
 - (7) 風土病又は職業性疾病(労働基準法施行規則(昭和22年8月30日厚生省令第23号)第35条に列挙されている疾病のうち、教職員等が長期間にわたり業務に従事することにより、その業務特有の性質または状態に関連して有害作用が蓄積し、発病したことが明白なもの)によるとき

(通勤災害補償)

第4条 労災法上業務外の事由とされた通勤災害による身体の障害等については、労災法上 の通勤災害に該当する場合に限り、これを業務上の事由による身体の障害等に準ずるもの とし、本規程を適用する。

(補償の内容)

- 第5条 この規程により行う法定外補償の種類は、次のとおりとする。
 - (1) 障害特別援護補償

災害補償規程

- (2) 遺族特別援護補償
- 2 前項各号に定める補償の種類ごとの補償額は、別表に定めるとおりとする。 (遺族の範囲及び順序)
- 第6条 遺族の範囲及び順序は、労働基準法施行規則(昭和22年厚生省令第23号)第4 2条から第45条の規定による。

(第三者の行為による事故)

- 第7条 本学は、法定外補償の原因である事故が第三者の行為によって生じた場合において 法定外補償をしたときは、その補償の価額の限度で、法定外補償を受けた者が第三者に対 して有する損害賠償の請求権を取得する。
- 2 前項の場合において、法定外補償を受けるべき者が当該第三者から同一の事由について 損害賠償を受けたときは、本学は、その価額の限度で法定外補償をしないことができる。
- 3 本学が特別の事情があると認める場合は、前2項の規定を適用しない事がある。 (民法による損害賠償との調整)
- 第8条 本学は、本規則による補償を行った場合においては、同一の事由については、その 価額の限度で、民法による損害賠償の責を免れる。

(解釈上の疑義の取扱い)

第9条 業務上外の認定等この規程に定める事項につき疑義を生じたときは、労基法及び労 災法の規定及びその運用解釈による。

附則

- この規程は、平成17年3月25日から施行し、平成16年4月1日から適用する。
 - 附 則(平成17年7月22日一部改正:法人和歌山大学規程第443号)
- この改正規程は、平成17年7月22日から施行する。
- 附 則(平成19年3月30日一部改正:法人和歌山大学規程第585号)
- この改正規程は、平成19年4月1日から施行する。

別表(第5条関係)

補償の種類と補償額

1. 障害特別援護補償

業務上の負傷・疾病が治癒した後身体に障害が存するときは、その障害の程度に応じて 次表に定める額を支給する。障害等級は労災法に従う。障害が2以上ある場合、または障 害の程度を加重した場合は、労災法の規定を準用し障害等級を決定する。

補償額

	補	賞額
	業務上災害(万円)	通勤災害 (万円)
後遺障害 1級	1, 540	9 7 5
後遺障害 2級	1, 500	9 4 0
後遺障害 3級	1, 460	9 0 5
後遺障害 4級	8 7 5	5 5 0
後遺障害 5級	7 4 5	470
後遺障害 6級	6 1 5	3 9 0
後遺障害 7級	4 8 5	3 1 0
後遺障害 8級	3 2 0	1 9 5
後遺障害 9級	2 5 0	1 5 5
後遺障害10級	1 9 5	1 2 0
後遺障害11級	1 4 5	9 0
後遺障害12級	1 0 5	6 5
後遺障害13級	7 5	4 5
後遺障害14級	4 5	3 0

2. 遺族特別援護補償

業務上死亡した場合は、遺族に対し次の額を支給する。ただし、障害特別援護補償支給 後再発のため死亡した場合は、遺族特別援護補償額から給付を行なった障害特別援護補償 額を控除した差額を支給する。

補償額

	補	賞 額
	業務上災害 (万円)	通勤災害 (万円)
死 亡	1, 860	1, 130